

平成 28 年 8 月 17 日

『改正個人情報保護法 Q & A』
～第 10 回 利用目的の変更の緩和～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成 29 年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成 28 年 8 月 2 日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹⁾）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「現行保護法」

現行の個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「現行施行令」

現行の個人情報の保護に関する法律施行令

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

「経産省ガイドライン」

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」のこと。

「金融庁ガイドライン」

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」のこと。

「番号法ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)のこと。

Q 改正個人情報保護法の施行により、個人情報の利用目的の変更が容易になるとのことですが本当ですか。

A 現行の個人情報保護法では、「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えて個人情報の利用目的を変更できません。改正後の個人情報保護法においては、「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」であれば個人情報の利用目的を変更できるようになります。

なお、改正後においても、個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければなりません。

【解説】

改正後	現行
(利用目的の特定) 第十五条 (略) 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と <u>関連性</u> を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。	(利用目的の特定) 第十五条 (略) 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と <u>相当の関連性</u> を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

1 現行法の規律

個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできるだけ特定しなければなりません(利用目的の特定:保護法 15 条 1 項)。

そして、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません(目的外利用の禁止:保護法 16 条 1 項)。

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません(利用目的の変更の範囲:保護法 15 条 2 項)。

利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければなりません(利用目的の変更の通知・公表:保護法 18 条 3 項)。

2 改正の背景

「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」については、経済産業省ガイドラインにおいて以下の一つの例示のみが示されたことから、非常に狭い範囲でしか利用目的の変更は行うことはできないと一般的に考えられています。

(経産省ガイドラインに示された例示)

「当社の行う〇〇事業における新商品・サービスに関する情報のお知らせ」とした利用目的において「既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加すること

金融庁ガイドラインにおいても、以下のとおり、「アンケート集計に利用」から「商品案内等の郵送に利用」への変更が認められないこととされています。

(許容例)

「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」

(認められない例)

「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」

もっとも、本人から利用目的の追加のために事前の同意を得る（保護法 16 条 1 項）のは事実上困難です。そこで、利用目的の変更の手段が実質上、利用目的の追加の手段として機能しています。番号法上、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の利用目的の追加は本人の同意があっても認められないので、「利用目的の変更」として対処しているのが実態です。

目的外利用における本人の事前同意（保護法 16 条 1 項）が、パーソナルデータの「利活用

の壁」となっているため、事実上の利用目的の追加として機能している「利用目的の変更」をより容易にすることが考えられました。

そこで、「相当の関連性」を「相当」のを削除することで、個人情報取扱事業者が当初の利用目的と合理的に関連性を有すると合理的に認められる範囲において機動的に目的変更をすることを解釈・運用上可能としたのです。

なお、改正後も、個人情報取扱事業者は、取得した利用目的を変更した場合には、本人に通知または公表をする必要があります（保護法 18 条 3 項）。

3 利用目的の変更の判断基準と具体例

「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」と改正がなされた後も改正が無限定に行われるわけではありません。

「利用目的の変更」の可否は、当初の利用目的から変更される範囲が、通常人の判断として、本人が通常予期し得る限度であるか否かが判断基準となります（「一問一答 改正個人情報保護法」（商事法務）60 頁）。

例えば、以下のケースは、取得した個人情報を用いて食品の販売サービスの案内を行うことは、食事メニューの指導に関連するものであるため、フィットネス事業者の顧客が通常予期し得る範囲内であると考えられます（「一問一答 改正個人情報保護法」（商事法務）60 頁）。

フィットネス事業者が、顧客の食事メニューの指導を行うサービスを提供するために個人情報を保有していたところ、当該顧客らに対して、新たに当該食事メニューに関する食品の販売サービスを始める場合

また、事業者が特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の利用目的についても、下記の事例の場合は従業員の社会保障に関する事務に利用するという点で、従業員が通常予期し得る範囲内にあると考えられます。

雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用契約に基づく健康保険・厚生年金保険届出事務等に利用しようとする場合は、利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、健康保険・厚生年金保険届出事務等に個人番号を利用すること。

4 諸外国の規制との関連

「利用目的の変更の緩和」は、改正個人情報保護法における唯一の規制緩和です。

このような規制緩和に関しては、「本人の事前の同意」により、「個人の権利利益の侵害を未然に防止する」という意義を軽視するものとして批判もあります。

この点で、諸外国の規制との整合性も問題となりますが、立案担当者は以下のような観点で、諸外国の規制との観点でも矛盾がないものとしています（「一問一答 改正個人情報保護法」（商事法務）62 頁）。

（1）OECD プライバシーガイドライン

「OECD プライバシーガイドライン」は、OECD 加盟国の個人情報保護に関する基本的な考え方となるものです。

同ガイドラインでは、目的外利用にあたっての本人同意原則の変更を伴わない場合であっても、「利用目的に矛盾しない範囲で利用目的の達成に必要な範囲内」での利用が可能であるとされており、この範囲内であれば本人の同意は不要とされています。

（2）EU データ保護指令

EU データ保護指令では、データ管理者の正当な利益が消費者のプライバシーリスクと比較して適切と判断される場合は、再度、利用目的を変更した場合に同意を取得する必要はないとされています。

具体的には、スマートフォンのモバイルアプリ経由でピザを注文して、その際にマーケ

ティング目的で氏名、住所の使用をオプトアウトしなかった顧客に対して、後日、似たような商品の割引クーポンを自宅に郵送する場合は同意が不要とされています。